

社会福祉法人アムール アムール長野 ヘルパーステーション

老人居宅介護等事業

運 営 規 程

社会福祉法人アムール アムール長野ヘルパーステーション

老人居宅介護等事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アムールが開設するアムール長野ヘルパーステーションが行う老人居宅介護等事業（以下「訪問介護事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適切な老人居宅介護等事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 訪問介護事業の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 アムール長野ヘルパーステーション
- 二 所在地 長野市大字栗田1568番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 訪問介護事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名以上（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者
サービス提供責任者は、訪問介護事業所に対する訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・訪問型サービス個別計画等の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等
2級課程以上修了者 常勤換算で2.5名以上
訪問介護員は、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問介護事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年末年始（12月30日～1月3日）
盆 休（8月14日～8月15日）を除く毎日。
但し 独居老人又は老人世帯はこの限りではない必要に応じて対応する。
- 二 営業時間 6:00～21:00とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 老人居宅介護等事業の内容は次のとおりとし訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上の額とする。また、介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、長野市が定める額とし介護報酬の告示上の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う訪問介護事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロ当たり20円を積算した額を交通費として徴収する。この場合、通常の訪問介護事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに救急車又は主治医に連絡し指示を仰ぐとともに、家族、管理者又はその他関係者に報告しなければならない。

(通常地域の実施地域)

第8条 通常の訪問介護事業の実施地域は、次のとおりとする。
長野市(旧大岡村、旧鬼無里村、旧戸隠村、旧中条村、旧信州新町を除く)

(個人情報の保護)

- 第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン等」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 3 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後一ヶ月以内

二 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者又その家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと訪問介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

* その他衛生管理について

1 訪問介護事業所は、訪問介護員等に清潔の保持及び健康状態について、自ら必要な管理を行うよう指導する。

2 訪問介護事業所は、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに要する設備及び備品等について、衛生的な管理に充分留意する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

第1回改定

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

第2回改定

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

第3回改定

この規程は、平成24年3月21日から施行する。

第4回改定

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

第5回改定

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

第6回改定

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

第7回改定

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第8回改定

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

第9回改定

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

第10回改定

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第11回改定

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

第12回改定

この規程は、令和4年8月13日から施行する。

第13回改定

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第14回改定

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

第15回改定